

富山県立大学研究倫理委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学（以下「本学」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 富山県立大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の運用に関すること。
- (2) 規準の改廃に関すること。
- (3) 研究倫理に係わる学長からの諮問に関すること。
- (4) 研究倫理に係わる研修に関すること。
- (5) 研究資金に関する不正防止計画の推進に関すること。
- (6) その他研究倫理に関すること。

2 委員会に、規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報（以下「相談等」という。）を受け付ける窓口を設置する。

3 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づく職員等からの公益通報に関しては、公立大学法人富山県立大学教職員等公益通報制度実施要綱の定めるところによる。

4 委員会は、違反行為があった場合には、事実関係の調査等の適切な対応を行うものとする。この場合において、委員会は、当該調査を行うため、必要に応じて調査委員会を設けることができる。

5 委員会は、学長からの諮問事項の調査審議及び違反行為の調査の結果について、学長に報告するとともに、関係者に通知するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部長
- (2) 大学院工学研究科から選出された教授 1 人
- (3) 学科（教養教育は、1 学科とみなす。）ごとに選出された教授各 1 人
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認める者

2 前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行

する。

(運営)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、

その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、違反行為のうち重大なものに関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞

くことができる。

5 委員は、自己の違反行為に関する議事に加わることはできない。

6 会議は、非公開とする。

(相談員)

第6条 第2条第2項の窓口に研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、委員会の委員をもって充てる。

3 相談員は、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

4 委員長は、前項の規定により報告を受け、必要と判断した場合は、委員会を開催するものとする。（部会）

第7条 委員会に、人を対象とする研究の実施計画を審査するため、「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員会の委員の中から学長が任命する者

(2) 本学の教員の中から学長が任命する者

(3) 学外の専門家の中から学長が委嘱する者

3 第3条第2項及び第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「第3号から第5号まで及び第7号」とあるのは「第2号及び第3号」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」のあるのは「副部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

4 第1項に規定する審査の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

(部会及び関係委員会からの報告の徴収)

第8条 委員会は、部会及び富山県立大学放射線安全委員会、富山県立大学動物実験委員会、富山県立大学遺伝子組換え実験等安全委員会、富山県立大学キャンパス・ハラスメント防止委員会等の関係委員会から会議の開催結果その他研究倫理に関する事項について、毎年度、報告を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、事務局経営企画課において処理する。

(細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。